

私たちの生活と環境が危ない！

環境アセス方法書で明らかになったこと。

伊豆スカイラインC.C.発電所の設置を計画する(株)ブルーキャピタルマネジメント(以下「BCM」)は、6月26日の説明で、事業計画を大幅に見直し、「新たに約9haの伐根・造成工事を予定する、発生する3万8千 m^3 の土砂は区域内に盛土する」等、県に提出した第2種事業届書の内容の大幅な変更を行いながら「詳細は行政と協議しないと回答はできない」と無責任な対応に終始し、一方では、私たちに環境アセス手続き前に説明会を開くことを反故にし、8月25日から環境アセス方法書の手続きを始めました。

環境アセス方法書(BCMのホームページ掲載)では、私たちの生活、環境に影響することが掲載され、このまま環境アセスの手続きが進むと、重大な問題が発生することは必須です。

●ここが方法書の重大な問題点

- 1 別荘地とゴルフ場の境の立木は全て伐採し、太陽光パネル等を設置か。
→パネル配置図不明だが、景観、騒音、反射光等の悪影響が発生するおそれ。
- 2 約6.6ha伐採し、(伐根は記述なしだが、6.26説明では伐根含む)造成。調整池だけで発生する土砂(3.8万 m^3)は事業地内に盛土。
→方法書記載の調整池規模では判断できず。下流の河川、地域への影響が心配。
- 3 調整池Cに近接する別荘地水源の井戸がありながら、地下水の変化は調査せず。
→飲料水利用の井戸の場所は水質調査せず、生活環境を無視した環境アセス方法書。
- 4 城と別荘地までの市道は、「工事関係車両の主要な走行ルート」と掲載。
→昨年の説明会では「工事作業員の通勤に限定」と説明していた嘘が判明!
- 5 植物、動物、生態系は区域から300m程度、騒音・振動、水質は区域から200m程度しか調査せず。
→このような狭い範囲に限定した環境アセス方法書作成する委託業者は(一般社団法人)日本気象協会です。

これでは、自然と生活環境への悪影響を封印するための方法書と言わざるを得ません。

→疑問等に対して、事業者に意見書を提出しましょう!(裏面参照)

意見書例は別紙参照。

どなたでも提出可能です。

その都度変わる、無責任な説明。

重要な部分は隠パイ。

<事業者の説明経緯概要>

項目	事業届出・当初説明 (昨年8月説明)	本年6月26日説明	環境アセス方法書 (本年8月25日)
造成工事	伐根・造成等はせず 現状の地形を最大限 利用する。	事業地内の立木は1割のみ残 置、その他の立木を伐採・伐 根し約9haの造成工事を行う	①事業区域面積約5ha増やし、 2割残置としたが、伐採規模 は明示せず、不明。
残土 処理	地盤の改変工事を実 施しないので土砂の 搬入、搬出はない。	調整池工事で発生する3.8万 m ³ (熱海の盛土問題に匹敵?)の 残土は事業地区内に埋め戻 す。	②調整池工事で発生する土量は 明示せず、不明。
調整 池	パネル設置による雨 水排水の流出が早ま ること等を考慮し、 3つの調整池を設 置。	3つの調整池の規模は、合計 で2.24ha。3.8万m ³ の残土を 盛土。(管理用道路の築造に伴 い発生する残土?、事業区域拡 大による影響を想定した調整 池か不明。)	③パネル、管理道路、パワーコ ン設置用地は25.77haと掲載 されているが、10万枚のパネ ル、15基の配置場所は明示せ ず、不明。 ④伐採工事、管理道路、調整池 工事で発生する土砂不明で調 整池規模は大丈夫か!
事業 規模	・面積31.5ha(伊豆ス カイラインC.Cの アウトコース) ・発電出力40MW ・パネル10万枚	・市の土地利用指導要綱に基づ き事業区域面積の設備用地 75%以内とする為区域拡大を 検討。 ・発電出力40MWは確保。 ・パネル10万枚	・区域面積をアウトコース南東部 調整池Cに接する土地を編入。 (伊東鎌田、変電所用地含め、 36.86ha。) ・パネル約10万枚
工事 用車 両の 搬出 入	・スカイラインを工 事車両の主要な走 行ルートとする。 ・城に通ずる市道は 作業員通勤に限定。	・大型工事車両はスカイライン ンから、搬出入。 ・小型車両及び連絡者、乗用 車は、県道12号から城川沿 いの道路を通行することも ある。	・工事関係車両の主要な走行ル ート。

これまでの説明責任は?

【環境アセス方法書の縦覧、説明会日程】

- ・方法書縦覧 2021年8月25日(水)から同年9月27日(月)
場所 伊豆市役所本庁及び各支所、伊東市、伊豆の国市
- ・方法書説明会 2021年9月17日(金)18時~20時、同年9月18日(土)10時~12時、同日18時~20時
場所 伊豆スカイラインカントリークラブ
- ・方法書に対する意見書の提出 2021年8月25日(水)から同年9月27日(月)縦覧場所に投函若しくは
事業者着宛て10月11日消印有効で郵送

●意見書提出方法

意見書の提出は、①事業者宛て直接郵送【下記住所A】又は②(株)エンゼルフォレスリゾートカスタマーセンター宛て【下記住所B】へ郵送若しくは③同カスタマーセンター内の意見書箱に直接投函してください。

なお、④オーナーの会共同代表宛て(伊豆市上白岩2071代表者氏名でok)郵送若しくはメールで意見書と記載し、送信も可能です。意見は、お一人1項目に限らず、何項目でも可能です。(意見の例参照)

【住所A】〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目16番19号 (株)ブルーキャピタルマネジメント事業開発部

【住所B】〒410-2502 伊豆市上白岩2071番地 (株)エンゼルフォレスリゾートカスタマーセンター

※意見書の送信元の住所・氏名は、「伊豆市・伊豆スカイライン別荘地・住民」若しくは「伊豆市〇〇地区・〇〇地区住民、〇〇県〇〇市〇〇町・住民」等との表現で提出しますので、その旨の記載もお願いします。

※事業者宛て直接郵送以外は、9月25日(土)必着でお願いします(27日提出を予定しています)。

意見の例(皆様のご判断で記載し提出願います)

- ①本事業では、既存のゴルフ場の立木を伐採し、ほぼ全域に10万枚のパネルを設置する計画ですが、太陽光発電所が定格出力を出すのは1~2時間程度と短い。本事業対象地は、平坦地が少なく、日照時間も少ない場所が多くあり、太陽光発電所の適地としては相応しくありません。
- ②対象事業実施区域は50年以上ゴルフ場として供されてきた安定した地区であり、本事業では事業計画地の多くは改変しない計画であり(略)とあるが、改変面積が事業面積の1/4にも及ぶ。これを「多くは改変しない」と表現するのは明らかな誤りであり、計画自体の信頼性を曖昧にしている。
- ③事業予定地及び周辺には多様な動植物が存在する。太陽光発電所の設置により、共生しているバランスが崩れ、様々な影響が発生する。環境影響評価では、3年以上の期間を設定して、これらの動植物の生態系を調査し、バランスが崩れない対策を予測、評価すべきである。
- ④別荘地の井戸が設置されている付近にはモリアオガエル(静岡県・準絶滅危惧)が生息しており、調整池からの雨水排水の流出される影響が危惧されるので、調査範囲を拡大し、詳細に調査・予測・評価をすべきです。
- ⑤30haの事業予定地に10万枚の太陽光パネルを設置することは、事業区域のほとんどの部分にパネルが張りめぐされ、このことによる気温の上昇は必須と考えます。気温の上昇による周辺の住民、動植物への影響について、年間を通じて詳細に調査・予測・評価をすべきです。そして、周辺の住民、動植物への悪影響が予測されるならば事業を撤退すべきです。
- ⑥太陽光設備の設置に係る造成工事、10万枚のパネルから流れる雨水は、調整池だけでは吸収できない恐れがあり、下流域への影響も危惧されます。下流の沢、河川への流出による災害の危険、水質悪化による鮎等への影響、シイタケ畑の育成・営業への影響が危惧されるので、支流全域及び大見川合流地点に調査ポイントを設定し、調査・予測・評価をすべきです。
- ⑦残土を敷地内に撒く計画だと説明されたが、盛り土は徐々に或いは急激に崩れて河川を汚す。調整池の沈殿部の容量ではとてもそれを阻止する事が出来ず、下流域に重大な問題を及ぼすと想像できるので、調査範囲を拡大すべきです。
- ⑧調整池Cの排水ルートに本別荘地の井戸施設があり、台風、大雨の影響で井戸施設が機能停止となり、飲料水の確保が困難になる恐れが想定されるので、水質調査等影響する恐れがある調査項目すべてを対象とした環境影響評価を行い、影響が予測できる場合は機能補償をすべきです。
- ⑨太陽光発電パネルの設置の悪影響はジオパーク、国立公園の景観等伊豆半島全域に及ぼすものとなり、パネルの設置を取止めることが、ジオパーク、国立公園の景観等を守る唯一の方法です。
- ⑩事業地は、周辺住宅地の玄関口であり、10万枚に及ぶ太陽光パネルの設置は、居住者、別荘を利用する者、貸別荘を利用する者にとって景観を損なうことになり、太陽光パネル等施設は避けるべきです。また、パワーコンディショナーによる稼働音は別荘地としての快適な環境を踏みにじるものです。パワーコンディショナーの稼働音による騒音の影響を調査・予測・評価し、現在の静かな環境を壊さないでほしい。
- ⑪周辺の住宅地は、事業地の南側に位置しています。太陽光パネルの反射光線については、季節による太陽の高度、位置の変化などがあることから、1回の調査だけでなく、最低でも朝、昼、夕の3回の調査を月1回行い、1年間にわたる継続した調査・予測・評価をすることは必須の要件です。
- ⑫方法書の環境影響評価項目では、火災による影響についての記載がありませんが、当該施設を原因(強風、落雷、地震等)とした火災の発生も危惧されます。事業地は周辺が山林と別荘地であることから、「山林火災」となることも想定され、環境アセスの要素として調査・予測・評価をすべきです。
- ⑬工事車両による大気汚染や騒音の調査等に城から別荘地までの道路を主要な走行ルートと設定していますが、これまでの事業者の説明では、工事車両は通行しないと表明しています。工事車両を通行させないことを前提にした方法書に訂正するか、若しくは、調査地点を城の住宅地出入口を加えるべきです。